

6・4 中東における航行安全問題

6・4・1 中東における日本関係船舶の航行安全に関する日本政府の対応等

2019年6月に当協会会員の運航ケミカルタンカーがオマーン湾にて攻撃を受けたこともあり、政府内にて検討されてきた航行安全の確保に関して、中東海域における日本船舶の安全を確保するために、同年12月27日に、自衛隊の派遣が決定した。

自衛隊のP3C哨戒機は2020年1月から、護衛艦は2月から、派遣が開始された。

派遣目的は、自衛隊法第27条に基づく調査研究(情報収集)であるが、不測の事態における防護の対象(日本関係船)は、日本籍船、日本人配乗船、日本の会社の運航船、日本向け貨物搭載船である(ケースに応じた対応となる)。

これに伴い、当該海域に入域する当協会会員の運航船については、国土交通省に対し、入域通報を行っている。

この自衛隊の派遣については毎年期間が延長されてきたが、2022年11月1日の閣議において延長が決定された。当閣議決定を受け、当協会はHPに次の会長コメントを掲載した。

「2019年12月27日の閣議「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組」に基づく、自衛隊による情報収集活動は延長されてきましたが、期限が2022年11月19日を迎えるに当たり、11月1日、閣議において、これの一年間の延長が決定されました。現在の活動はアデン湾における派遣海賊対処行動との兼務となっており、派遣期間は2023年11月19日までとなります。外航海運業界としては、中東地域における情報収集活動が継続されることを歓迎するとともに、引き続き、海賊対処行動を含め、政府と緊密に情報の共有・連携を行い、安全対策を徹底しつつ、我が国に必要な物資を確実に輸送するとの社会的責任を果たすため、あらゆる努力を行っていく所存です。」